

## 65歳超雇用推進助成金と他の雇用関係助成金の併給調整対象一覧(H31.4.1現在)

### 65歳超継続雇用促進コース

過去に高年齢者雇用安定助成金のうち定年引上げ等の措置に関して支給を受けた場合を除き、併給の制限を受ける雇用関係助成金はありません。

### 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

助成金名	備考
人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)	同一の制度導入については、どちらか一方の助成金のみ支給
人材確保等支援助成金(介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)	同一の制度導入については、どちらか一方の助成金のみ支給
人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース)	同上
人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース(建設分野))※登録基幹技能者処遇向上支援助成	同上
キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)	有期等の賃金制度の改善を同時に行った場合に併給調整の必要あり。
キャリアアップ助成金(健康診断制度コース)	有期等に対する健康診断制度の導入を同時に行った場合に併給調整の必要あり。
キャリアアップ助成金(賃金規定等共通化コース)	新たに正規と有期の共通化された賃金規定等を導入する場合、併給調整の必要あり。
キャリアアップ助成金(諸手当制度共通化コース)	新たに正規と有期に共通の諸手当制度を導入する場合、併給調整の必要あり
キャリアアップ助成金(選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	賃金規定等の増額改定と同時に昇給させる場合には併給調整の必要あり。

### 高年齢者無期雇用転換コース

助成金名	備考
障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)③正規・無期転換	同一の労働者の転換については、どちらか一方の助成金のみ支給
キャリアアップ助成金(正社員化コース)	同上

高年齢者雇用安定助成金(高年齢者無期雇用転換コース)の無期雇用転換計画期間中は本助成金を利用できません。